

第八十三号議案

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五十三万円」を「五十四万五千円」に、「四十三万五千円」を「四十四万七千円」に改める。
附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都公安委員会委員の報酬の額を改定する必要がある。